

舞鶴市空家等対策計画について

(概要)

計画の趣旨

本計画は、平成27年5月に完全施行となった「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」第6条に基づき、国の基本指針に即し、本市の空家等の課題を解決するために、「舞鶴市空家等対策計画」として定めるものである。「舞鶴市空家等対策計画」は法第6条に基づく必要な事項を定め、空家等の対策に総合的かつ計画的に取り組み、舞鶴市が目指す「心豊かに暮らせるまちづくり」、「安心のまちづくり」、「活力あるまちづくり」の実現に寄与するものである。

計画の対象地区

空家等対策を実施する対象地区は、舞鶴市全域とする。

計画の期間

令和2年度から令和6年度までを計画期間とし、空家等の実態や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直す。

計画の構成

- 第1章 空家等対策計画とは（計画策定の趣旨等）
- 第2章 空家等の現状と課題（現状、要因と背景、課題）
- 第3章 空家等の対策（基本的な考え方、具体的な対策）
- 第4章 総合的な空家等対策の推進（実施体制の整備等）

基本方針

空家等の「予防対策の推進」、「適正な管理の推進」、「利活用の促進」を3つの柱とする。

その他

空家等対策の推進に関する特別措置法により、住民票情報や固定資産課税台帳等を活用して空家等の所有者を特定することが可能になり、適切な管理を促すことや法に基づいて必要な措置を助言・指導、勧告及び命令することができる。

(第3章 空家等の対策に記載)